

令和4年度 第1回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和4年7月4日（月）15:00～
場 所 1号館共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会委員紹介
- 2 会長、会長代理の選任について
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 4 沖縄労働局長挨拶
- 5 審議事項
 - （1）沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
 - （2）沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
 - （3）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - （4）運営小委員会の設置等について
 - （5）沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
 - （6）その他

令和4年度 第1回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 4 沖縄地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 6 関係法令等（抜粋）
 - ・ 最低賃金法
 - ・ 最低賃金審議会令及び施行規則（抜粋）
- 7 令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）
- 8 2022年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について（2022年2月18日）
- 9 2022年度最低賃金行政に関する要請書（参考）
（日本労働組合総連合会沖縄連合会、2022年6月13日）
- 10 要請（第93回メーデー沖縄県集会、すべての労働者が安心して働き生きることができる社会の実現を求める決議）（参考）（実行委員会（沖縄県労連）、2022年5月1日）
- 11 「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」について（参考）（沖縄弁護士会、2022年（令和4年）6月29日付け沖弁発第57号）
- 12 業務改善助成金交付決定実績等一覧

※ 別冊（参考資料編）

令和 4 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	島 袋 秀 勝	弁 護 士
	城 間 貞	公認会計士・税理士
	西 村 オ リ エ	弁 護 士
労働者代表委員	石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部執行委員
使用者代表委員	新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 発令年月日 令和 3 年 4 月 1 日 (照喜名朝和委員のみ令和 3 年12月28日) ※ 任期満了日 令和 5 年 3 月31日 ※ 各委員の配列は五十音順	



沖勞発基 0704 第 1 号
令和 4 年 7 月 4 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 西川 昌登

沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席等）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設置）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（小委員会）

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

（会議の招集等）

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

（審議事項）

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

（最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（委員の推薦）

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）

資料7

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 4 (大会議室)	月	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	7. 4(月) ~7. 19(火)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4~7/19)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/4~7/19)	庁舎掲示板/HP に掲示
2	7. 21 (中会議室)	木						1回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 25 ~7. 27 (事業場)	月 ~ 水						2回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 29 (大会議室)	金	2回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告	1回	○委員長、委員長代理選出	3回	○実地視察結果 ○参考人意見聴取（労使各1名程度予定）	
					○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	15:00	○特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	16:00		
5	8. 1 (大会議室)	月						4回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8. 3 (大会議室)	水						5回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)	
	8. 3(水) ~8. 18(木)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)					地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)	庁舎掲示板/HP に掲示
7	8. 5 (大会議室)	金	3回 16:00	○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告（全会一致でなかった場合；採決） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問（必要ありの場合）	2回 14:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	○(地域別) 額調整予備（結審）	
	8. 5(金) ~8. 22(月)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（採決の場合） 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/5~8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/5~8/22)	庁舎掲示板/HP に掲示
8	4.8.19 (大会議室)	金	4回 9:30		異議審（8/3答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	4.8.23 (中会議室)	火			異議審（8/5答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
9	4.8.31 (大会議室)	水						1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
10	9. 7 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)	
11	9. 8 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)	
12	9. 13 (中会議室)	火						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業	
	9. 13(火) ～28(水)								特定最賃(新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
13	9. 15 (大会議室)	木						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業	
	9. 15(木) ～9. 30(金)								特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
14	9. 16 (大会議室)	金						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種小売業	
	9. 16(金) ～10. 3(月)								特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
15	9. 20 (大会議室)	火						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業	
	9. 20(火) ～10. 5(水)								特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
16	9. 21、22 (大会議室)	水木						4回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日)	
17	9. 28 (大会議室)	水	15:00		○(産業別) 額調整、(採決：予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9. 28(水) ～10. 13(木)								特定最賃(各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HP に掲示
18	10. 6 (大会議室)	木	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)					
19	10. 7 (大会議室)	金	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予備日) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)					
20	10. 14 (中会議室)	金	15:00		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/28(各業種)結審の場合)					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会			
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数		主 要 議 題
21	5. 3. 10 （大会議室）	金	5回 16:00		<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の審議会総括について ○令和5年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他 					

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
審議会開催日程						異議審 ①②③④	異議審 (予備日) ①②③④							異議審 (9/28本 審採決の 場合)			異議審 (9/29本 審採決の 場合:予 備日)	異議審 (9/30本 審採決の 場合:予 備日)														
開 催 時 間						9:30	9:30							9:30			9:30	9:30														
公 示 期 間																																
	→					→										→																
	特種改正答申意見聴取公示(9/28~10/13まで)										→																					

令和5年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
審議会開催日程										第6回 本審																						
開 催 時 間										16:00																						
公 示 期 間	第6回本審開催公示(2/21~3/8まで)										→																					

【答申別最短発効予定(地域最賃)】

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日
8月3日	水	8月18日 木	8月19日 金	8月30日 火
8月4日	木	8月19日 金	8月22日 月	8月31日 水
8月5日	金	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月6日	土	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月7日	日	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月8日	月	8月23日 火	8月24日 水	9月2日 金
8月9日	火	8月24日 水	8月25日 木	9月5日 月
8月10日	水	8月25日 木	8月26日 金	9月6日 火
8月11日	木	8月26日 金	8月29日 月	9月7日 水
8月12日	金	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月13日	土	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月14日	日	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月15日	月	8月30日 火	8月31日 水	9月9日 金
8月16日	火	8月31日 水	9月1日 木	9月12日 月

(特賃)

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日
9月13日	火	9月28日 水	9月29日 木	10月13日 木
9月14日	水	9月29日 木	9月30日 金	10月14日 金
9月15日	木	9月30日 金	10月3日 月	10月17日 月
9月16日	金	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月17日	土	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月18日	日	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月19日	月	10月4日 火	10月5日 水	10月19日 水
9月20日	火	10月5日 水	10月6日 木	10月20日 木
9月21日	水	10月6日 木	10月7日 金	10月21日 金
9月22日	木	10月7日 金	10月11日 火	10月24日 月
9月23日	金	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月24日	土	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月25日	日	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月26日	月	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月27日	火	10月12日 水	10月13日 木	10月26日 水
9月28日	水	10月13日 木	10月14日 金	10月27日 木
9月29日	木	10月14日 金	10月17日 月	10月28日 金
9月30日	金	10月17日 月	10月18日 火	10月31日 月

2022年2月18日

沖縄労働局
局長 西川 昌登 様

日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合沖
最低賃金対策委員
委員長 鎌田 伸

2022年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。



2022年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2022年2月18日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受け る基幹的労働者の範囲	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 石川 幸治	沖縄県において糖類製造業を営む 使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の 者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であっ て技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに 準ずる軽易な業務に主として従事 する者 適用労働者 580人	申出産業にお ける事業の公正 競争を確保する 観点から、当該最 低賃金の適用を 受けるべき労働 者の概ね3分の 1以上の合意に よる	7月上旬 まで
新聞業	琉球新報労働組合 執行委員長代行 當眞 正武	沖縄県において新聞業を営む使用 者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 660人	同上	同上
各種商品 小売業	リウボウインダストリー 労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を 営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,380人	同上	同上
自動車 小売業 (新車)	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 當眞 義也	沖縄県において自動車小売業を営 む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,020人	同上	同上





2022年6月13日

沖縄労働局
局長 西川 昌登 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
会長 東盛 政行

2022年度最低賃金行政に関する要請書

復帰50年の節目の年を迎えた本県は、社会資本の整備は進んできたものの、一人当たりの県民所得は全国の7割程度で最低水準にあるほか、子どもの相対的貧困率は約30%と、全国平均の約2倍となっています。また、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用の増加や格差による貧困が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く方々のセーフティネットの脆弱性が露呈しました。

近時の物価上昇は、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰によりさらに押し上げられ、労働者・生活者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善は緊急の課題です。最低賃金近傍の労働者の多くが非正規雇用であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果、沖縄地方地域別最低賃金は820円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収170万円にも満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、他都道府県との差を改善しなければ、県内から都市部への労働力の流出につながり、県経済の回復や県内企業の事業継続・発展を妨げる要因となることは明白です。

連合沖縄は、今次春闘で、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」を求めています。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

以上の状況を踏まえ、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた最低賃金額の決定

1) 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を

踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した地域別最低賃金が決定されるよう、沖縄労働局として努力すること。

- 2) 昨年度の中央最低賃金審議会における「目安に関する公益見解」について、審議会委員の理解が得られない事態に至ったが、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再度認識した上で、公労使で地方審議会運営をはかれるよう、沖縄労働局として努力すること。

(2) 早期発効に向けて

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、沖縄地方最低賃金審議会への諮問、沖縄地方地域別最低賃金に関する各委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を軸に、早期の発効に最大限配慮すること。同時に、沖縄地方審議会委員に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の内容について丁寧な説明とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかれるよう、働きかけること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、本省や関係省庁と連携をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定(産業別)最低賃金について

(1) 特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 1) 特定(産業別)最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、沖縄地方審議会委員に周知徹底すること。

- 2) その上で、沖縄地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう働きかけること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

特定(産業別)最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 2) 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 3) 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、国や関係機関、県および市町村に対して指導を強化すること。

以上



資料10

2022年5月27日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

那覇市奥武山町 26-24
奥武山マンションビル 201
メーデー実行委員 [REDACTED]
代表委員 穴井 樹 [REDACTED]
(沖縄県労働組合総連合 [REDACTED])

メーデー沖縄県集会決議の実現を求める要請

去る5月1日に開催した第93回メーデー沖縄県集会において、別添の決議を採択しました。

貴職におかれましては、決議事項を速やかに実現していただくよう要請いたします。
以上

すべての労働者が安心して働き生きることができる社会の実現を求める決議

3年目となるコロナ禍、現在も感染が拡大するなか、全国でこれまでに3万人弱（2022年4月28日時点）の命が奪われました。新型コロナウイルスが猛威を振るい、ウイルスの変異の早さと、国の相次ぐ失政により収まる気配がありません。

総務省の労働力調査では、全国の有効求人倍率は2021年の平均で1.13倍となり、2021年の平均の完全失業率2.8%となっています。2021年平均の就業者のうち、前年に比べ最も減少した産業は「宿泊業、飲食サービス業」で22万人の減少でした。

沖縄労働局の統計では、県内の有効求人倍率は2021年12月0.82倍で22か月連続で全国最下位となっています。最近3月の調査で完全失業率は3.4%で、2021年の平均は3.7%となっています。不安定な雇用形態が多い、観光産業、宿泊業、飲食サービス業の労働者は、未だに休業が続く、あるいは月に数日しか勤務シフトが入らない実質的な失業者が多く存在しています。

労働運動総合研究所は、不況の中でも大企業の経常利益が過去最高を記録しているとし、その増加した利益は、活用されることなく内部留保として企業内に滞留し、2020年度末にGDPの1.3倍、704.3兆円に達したと明らかにしており、これは明らかに過剰であり、その半分以上を他に活用すべきだと指摘しています。日本経済は、賃金抑制、非正規雇用の増大で内需を冷え込ませ、外需頼みの経済となっています。国民の懐を暖めて成長の糧にする経済への転換が求められています。

私たちは、すべての労働者がコロナ禍を安心して乗り切り、コロナ後の社会においては、“8時間働けば普通に暮らせる”社会をつくるために、下記事項の実現を強く求めます。

記

- 一、雇用調整助成金、休業支援金・給付金は、コロナ終息まで特例措置を継続し、路頭に迷う労働者をなくすとともに、コロナを理由とする離職については、特段の配慮を行っていただくこと。
- 一、労働基準法を改正し、第26条で定められている休業手当の通常の賃金の8割としていただくこと。
- 一、シフト制、変形労働時間制などを理由に、休業手当を支払わずまた休業支援金・給付金の手続きに協力しない場合、労働局が適切・迅速に対応するとともに、事業主に対しては、厳しく指導していただくこと。
- 一、日雇い看護師の解禁など非正規労働者の増加につながることを止め、非正規労働者の雇用を抑制する方向での施策の転換を行っていただくこと。
- 一、すべての労働者が“8時間働けば普通に暮らせる”社会を実現する第一歩として、全国一律最低賃金制の確立、地域最低賃金を時給1500円に引き上げていただくこと。

2022年5月1日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
沖縄労働局長 西川 昌登 殿



沖弁発第57号

2022年(令和4年)6月29日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

沖縄弁護士会

会長 田島啓己

「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会は、「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」を発表いたしました。

つきましては、本声明の趣旨をお汲み取りの上、貴審議会の特段のご協力、ご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



2 1円もの開きがある。最低賃金額の高低と人口の転入出には強い相関関係があるところ、最低賃金の低い地方の経済が停滞することにより、地域間の格差が固定、拡大するものであることから、格差是正のためにも、最低賃金額の低い沖縄県における最低賃金額の引上げが必要である。

また、地域別最低賃金額を決定する際の考慮要素とされる労働者の最低生計費について、近年の調査によると、地方と都市部との間で、地域間格差がほとんどないことが判明している。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされること等が背景にある。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金額の地域間格差は早急に是正されるべきである。

- 3 他方、最低賃金額の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、最低賃金額を引き上げても円滑に事業を継続して雇用の維持が図れるよう十分な支援策を講じることが重要であり、必要である。

この点、国は、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策として「業務改善助成金」制度により影響を受ける中小企業に対する支援を実施しているところ、同制度は予算が増額され申請件数も伸びているとのことだが、さらなる拡充が図られるべきである。

中小企業に対する対策としては、既存の支援策に加え、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の即応性・実効性の高い支援策のほか、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきである。なお、沖縄地方審議会も昨年最低賃金額の答申の際に、国に対し中小企業への支援と施策の実施を求める付帯決議をしているところである。

- 4 当会は、これまで繰り返し最低賃金額の引上げ等を求めてきたところであるが、上記のような状況を踏まえ、中央審議会に対し、最低賃金額の引上げと地域間格差の是正を、沖縄地方審議会に対し、最低賃金額を引き上げる旨の答申をすることを、そして国に対し、中小企業支援策の強化を、それぞれ求めるものである。

2022年（令和4年）6月28日

沖縄弁護士会

会長 田島啓己

最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、近いうちに、中央最低賃金審議会(以下「中央審議会」という。)に対し、2022(令和4)年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、中央審議会から、答申が行われる見込みである。

昨年、中央審議会は、各都道府県の引上げ額の目安について、AからDランク全てにおいて28円の引上げという答申を行った。これを受けて、沖縄地方最低賃金審議会(以下「沖縄地方審議会」という。)も28円の引上げの答申を行い、沖縄県における最低賃金額は、2021(令和3)年10月8日以降820円となった。沖縄地方審議会はこれまでも最低賃金額の大幅引き上げの答申を行ったほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県内景況が大きく落ち込む状況下において引上率3.5%の引上げの答申を行ったことは、これまで当会が毎年求めてきた最低賃金額の引上げに沿うものであって評価できる。

しかしながら、時給820円では、1日8時間、週40時間、月173時間働いたとしても月収14万1860円、年収約170万円にすぎない。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」を図ることは困難である。

この点、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、沖縄県内においても、非正規労働者を中心に解雇や雇い止めが相次ぎ、低所得者や女性のひとり親世帯等の生活に深刻な影響を及ぼしており、雇用の確保を図ることは重要である。しかし雇用の確保を図る必要があることを理由に、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。ここに根本的な問題があり、抜本的な生活費保障のためにも最低賃金額の引上げは必要である。

また、近年、沖縄県において積極的に取り組んできている子どもの貧困についても、これを抜本的に解決するためには子育て世代の所得向上が不可欠であり、そのためにも最低賃金額の引上げが直接的かつ効果的である。

さらに、フランス、ドイツ、イギリス等の多くの国において、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げを実現している。

以上からすれば、今年度もさらなる最低賃金額の引き上げが必要である。

- 2 最低賃金額の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2021(令和3)年の最低賃金額は、最も高い東京都で時給1041円、最も低い当沖縄県及び高知県は時給820円と2

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	16	10	18(13%増)	15(50%増)	7(61%減)	5(67%減)	8(14%増)	8(60%増)	68(750%増)	54(575%増)
全国	901	798	995(10%増)	870(9%増)	673(22%減)	542(38%減)	805(20%増)	626(15%増)	4739(489%増) 271	3822(511%増) 30

※令和3年度は沖縄分は通常コースと特例コースの合計件数、全国分は上段が通常コース、下段が特例コースの件数

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和4年6月24日現在）

	雇用調整助成金				緊急雇用安定助成金				合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	82,058	82,038	79,626,576,695 (円)	99.9%	31,426	30,996	7,601,134,904 (円)	98.6%	113,484	113,034	87,227,711,599 (円)	99.6%
全国	5,189,184	5,140,478	53,900.34 (億円)	99.1%	1,567,716	1,546,947	4,473.93 (億円)	98.7%	6,756,900	6,687,425	58,374.27 (億円)	99.0%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和4年6月27日現在）

	合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	57,416	55,318	3,320,034,651円	96.3%
全国	5,057,190	4,868,814	314,612,021,507円	96.3%